

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第9回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日は、雇用の未来の姿、外国人材の受入れに関する有識者等からの追加ヒアリングを行い、次に、本日の会議までに行われた現地調査のうち、報告等の準備が調ったものに関する結果報告をいただき、最後に、分野横断的な柱立てに関する議論を行いたいと存じます。

本日の審議につきましては、まず、意見聴取として、雇用の未来の姿について、中央大学経済学研究科委員長・教授の阿部正浩様、外国人材の受入れについて、法務省入国管理局入国在留課審査企画室長の根岸功様及び、法務省入国管理局総務課企画室調整官の高橋洋明様から、それぞれ聴取及び質疑を行います。

次に、先週行われました北陸ブロックの現地調査の結果につきまして報告をいただきます。

そして、最後に、分野横断的な柱立てに関する議論を行いたいと存じます。

なお、前回の有識者ヒアリングの概要を資料5としてお配りしておりますので、御参照いただければと存じます。

それでは、まず、有識者からの意見聴取に移りたいと思います。

初めに、雇用の未来の姿について、中央大学経済学研究科委員長・教授の阿部正浩様から、20分程度で御説明をいただき、その後20分程度の質疑応答を行うこととしたいと存じます。

それでは、阿部様、よろしくお願ひいたします。

○阿部教授 本日はお呼びいただきまして、まことにありがとうございます。中央大学の阿部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですけれども、時間もありませんので、「労働市場の未来推計2030」と題しました、私どもとパーソル総合研究所と共同で行った研究結果について御報告をさせていただきますと存じます。

表紙をめくっていただいて、前書きがございますが、これは後ほど御覧いただいて、「足元の人手不足の状況」というところを御覧いただきたいと思います。皆様御存じのように、現在、人手不足がより一層深刻化しているところがございます、こうしたもとの、今後、2030年にかけて労働市場がどのように推移していくかということが、我々の問題意識でございます。

次のページで、さらに足元の人手不足がどのようになっているかということでございますが、特に雇用動向調査を用いた欠員率という数字がございます。常用労働者に対して未充足求人割合がどれぐらいかを示すものですが、これがバブル崩壊以降最高の2.4%を記録していて、ある意味、企業では人手が確保できないということが起こっている。

その横の人手不足倒産の件数ということで、2017年は、106件ほど人手不足によって企業が整理・倒産したといったことが起こっている。2018年は上期で70件を超えているという

ことですから、2017年に比べればさらに人手不足倒産が増える可能性があるということが見られるということでございます。特に現在の労働市場では、こういった人手不足が非常に大きな問題になっていて、今後、少子高齢化が進んでいき、労働力の確保が難しくなっていくというのも、人口動態から考えれば明らかなわけですが、こうしたことがさらに今後の労働市場の人手不足感を強めるのではないかと。それが実際どのようなようになっていくのかということ、我々は見てみたいということで、この研究を行ったということでございます。

次のページで、労働需要あるいは労働供給は、経済成長がどのぐらいなのかといったことに大きく影響を受けますので、今後、2030年までの労働市場を見ていく前提として、日本の経済がどの程度の経済成長をしていくかといったことを前提条件として考えなければいけない。政府、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」が2018年に出ているのですが、我々はこれを前提条件として、経済はベースラインケースで年率1.2%で今後も成長していくという前提を置きまして、そのもとで労働市場の需給状況がどうなっていくかを見ていこうということでやっております。

もう一つ、労働市場で前提条件として大事なのは、この後、外国人労働のお話があると聞いておりますが、全体としては、労働市場の需給に大きく影響するのは、やはり人口動態だということで、今後の人口動態がどうなっていくかというのを6ページに書いてございます。これは国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」の2017年に推計された数字でございますが、この人口動態を前提に、2030年までの労働市場における労働供給の数がどれぐらいあるのかということ予測しております。

2030年では総人口1億1638万人と推計されておりますが、特に我々が注目するのは生産年齢人口、15歳から64歳の人口でございます。これが現状7596万人程度いるところが6656万人ということで、生産年齢人口が940万人程度減少していくということを前提に、労働市場の需給動向を見ていくということでございます。

次に、2030年にどのくらいの手不足になるかということで、我々は、2018年から2030年まで、毎年のように労働市場の需給状況を予測しているわけですが、時間もありませんので、今回は2030年にどの程度人手不足になるのかということをお話ししたいと思います。

どのように推計しているかということでございますが、大きく、労働需要ブロック、労働供給ブロック、それから需給調整ブロックと我々は呼んでいるのですが、この3つのブロックをそれぞれ推計していくようなやり方をとっております。

まず、労働需要ブロックでは、企業の生産活動によって労働需要が発生します。その生産活動というのは、基本的にはGDP、経済成長率と毎年決まってくる賃金、こういったものが大きく影響するわけですが、実質GDPというのは、基本的には既に先ほど御覧いただいたとおり政府の見通しで決まっている。それから、所定内給与ですが、実はその下にあります需給調整ブロックで後から推定されて出てきます。こうしたことと、あと、消費者物価指数も実質化したものを使っておりますが、消費者物価指数を使って労働需要

ブロックを推計して、毎年毎年の労働需要を計算しているということでございます。

隣の労働供給ブロックですが、これはまず前提に、先ほど御覧いただいた将来推計人口がでございます。この人口のうち何割の人が就業希望者として出てくるか。労働力人口と申しますけれども、この労働力人口を推計していくということをやっております。労働力人口を推計するためには、労働力率という人口のうち、労働力になる人が何割出てくるかという率を実際にはまずは推計する。その率を推計するに当たって、性・年齢階級別に推計を行っております。その際に、賃金が高くなれば働きたいと思う人が増えてくるとか、あるいは失業が多いとか、進学率が上がるとか、特に女性ですけれども、配偶者ができた場合に就業するのかわからないのかとか、さらに出生率、子供が生まれた場合に就業するのかわからないのか、そういった影響もございまして、そういった変数を含めて労働力率を推計しております。そこに将来推計人口を掛け算してあげると、労働力人口が出てきます。

この労働力人口を労働供給ブロックで推計しまして、労働需要ブロックで先ほどの労働需要を推計します。この後、下にあります需給調整ブロックのところでは労働需要と労働供給をマッチングさせていきます。マッチングした結果、何人が実際に就業するのか、あるいは失業するのかわかるというのが推計されます。その際に、賃金がどれぐらい上昇していくのか、あるいは下降していくのか。こういったことも同時に推計しております。こういうことが、全体のモデルの概念となっております。

これを推計するに当たって、9ページ目に「使用データ一覧」ということで、どのようなデータを使ったかというのが並んでございます。実は、これを推計して最終的にまとめたのは昨年9月でございます。そのときには、今話題になっております毎月勤労統計の問題は、我々は全く存じ上げておりませんでした。今回ここにありますけれども、実は毎月勤労統計のデータがこの推計に当たってはキーになっています。特に賃金を推計するところは毎月勤労統計を使っております。

従いまして、その部分は少し留意していただきたいということでございます。もし今後、過去にさかのぼって毎月勤労統計の数字が大きく変わるようなことがございましたら、この推計結果は大きく変わっていく可能性があるということでございますので、その点は御留意いただきたいということでございます。

実際に推計した結果、どのような形になったのかということでございますが、10ページにありますのは、需要と供給のギャップ、人手不足がどれぐらい起きているのかということを示しております。この数字はある意味、先ほど見た欠員数に近い。企業が欲しているのだけれども、そこまで人が埋まらなかったということを示したものです。同時に、そのときに予測されている実質賃金も推計されておりますので、あわせて御覧いただければと思いますが、2030年、我々の推計によれば644万人が人手不足、つまり、企業が需要していても埋まらない人数が644万人ということで出ております。その際の賃金が平均で時給2,096円と推計されているということでございます。

2017年6月末時点で全体の平均賃金が1,835円、人手不足が121万人ということからする

と、もし、経済が1.2%で成長して、人口動態が推計されているままでいけば、このような姿になるのではないかとということでございます。

次のページは、全体の人手不足を産業別にブレイクダウンしてみたものでございます。そうしますと、特に大きく需給のギャップが出るのはサービス業、医療・福祉といったところでございます。それ以外にも、卸売・小売、製造業、押しなべて人手不足というのは強く出ていまして、人手余りといったところは、あまりないということでございます。

続きまして、職業別にも我々はブレイクダウンをしております、どういった職業で人手不足が強いかということでございますが、特に大きなのは専門的・技術的職業従事者と言われている者が212万人、事務従事者が167万人。意外かと思われませんが、生産工程従事者も60万人ほど不足していたり、あるいは運搬・清掃・包装等と言われているようなところも90万人ほど不足する。一方で、農林漁業、あるいは建設等では人手が余っていくようなことが推計されているということでございます。

本日、特に皆様が興味を持たれるのは都道府県別ではないかと思いますが、不足数の推計を見ますと、こういった色合いの結果になっているということでございまして、特に絶対数で見れば、当然ながら大都市圏を中心に人手不足感が強く、地方圏では、人数ベースで見ればそれほど大きな不足感には見えませんが、割合で見ますと、それは大都市圏も地方圏も同様に人手不足感があるだろうと思っております。

実際に数字でお見せしていますのが14ページでございます。

実は、この話をする際に、可能であれば都道府県別に産業別の数字を出してもらえないかということがあったのですが、推計の誤差率を考えますと、全国では100万人単位で推計できますけれども、地方圏に行くと100万人単位とか10万人単位になってきて、1万人変わっても大きなシェアの変動になってしまいますので、誤差率が大きく出てしまう。出してもいいのですけれども、出すと逆に大きな誤解を生む可能性がありますので、パーソル総合研究所と私どもで相談した結果、ここでは明示することは控えさせていただきたいということでございます。

ざっくり傾向を少しお話しさせていただくと、どの地域で人手不足感が強く出るかというと、どの地域と特定することはできなくて、都市圏も地方圏も同様に人手不足感は強まるのではないかと。特に都市圏、地方圏とも基本的には介護・医療、あるいはサービスを中心として、第3次産業に従事する就業者のシェアは高まっていくだろうと予測をしております。特に、大都市圏はまだ現状で3次産業の就業者シェアは高いわけですが、地方圏は現状ではあまりシェアは高くないのですね。それが、地方圏の方のシェアの増加率、第3次産業のシェアが増加していくというのは、都市圏よりも地方圏の方がかなり急に上がっていくということが予想されております。そう考えると、実は、第1次と第2次産業から第3次産業へのシェアの転換というのですか、シェアが大きく変わっていくというのは、都市圏よりも地方圏の方が影響は大きく出そうではないかと考えております。

そういうことを考えますと、就業者の絶対数だけではなくて、産業構造がどう変化して

いくか。こういったことに対応するような労働市場の需給整備が非常に大事になるのではないかということでございます。

現状では、Uターン、Iターン、Jターンといった形で、若者を地方にというような話もあったりすると思いますが、そういった絶対数を動かすだけではなくて、県内で1次産業から3次産業、あるいは2次産業から3次産業へどうやって産業構造の転換に合わせた人の移動をうまく調整していけるか。こういったことをこれから10年間で考えていかないと、人手不足感がより強まる可能性があるのではないかと考えているところでございます。

そうしたことで、我々は都道府県別に提言しているわけではございませんが、2030年の644万人の人手不足をどう埋めるかといったことを提案しているところでございます。我々が考えられるところでは4つの対策がありまして、1というのが、働ける女性を増やしていく。それから、働けるシニアを増やしていく。それから、働く外国人を増やす。それで足りないところは、生産性を上げるしかないのではないかと考えている。そうすると、644万人の不足を、女性87万人、シニア224万人、外国人が81万人、生産性で252万人分ぐらいは出るのではないかと。

女性のところですけれども、17ページでございますが、どうして87万人になったか。実はその根拠は、2030年の女性の年齢階級別の労働力率を推計しますと、緑色の実線のようになっている。この部分を、ここでも簡単に言えばM字型になっているわけですが、そこを埋めて台形型に移行させたら何人出てくるかというのを計算すると、約87万人になった。緑色の塗った部分が87万人になったということでございます。

18ページですが、では、シニアはどうかということで、男性と女性の年齢階級別の労働力率を推計しました。64歳の労働力率が80.2%で、それが69歳まで続くと仮定したり、女性も60～69歳のうち70%の人が働くと仮定すると、それぞれ29万人と195万人が出てくるということで、合計した数字が224万人になっているということでございます。

ただ、これは我々が推計している際に、2030年は男性がもうかなり働いている。そうすると女性だということなのですが、介護の問題を考えますと、介護の中心を担っているのは今、60代の女性が多いということを見ると、実際のところ、この195万人を達成するのはなかなか難しいのかなと。そういう意味では、介護サービスをどのようにしていくかというのが、シニアの労働を増やすといった点では非常に大事なポイントではないかと考えているということでございます。

19ページ目、外国人ですが、これは2018年6月に出ました「経済財政運営の基本方針」を前提に試算すると、大体131万人出るのではないかと考えました。これは試算ですが、直線補完していただけでございます。

それで足りない分は生産性でということで、我々の提言になったということでございます。

大体お時間となったと思いますので、以上でございます。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問等がございましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。

それでは、武藤委員、牧原委員、大橋委員、太田委員の順にお願いし、4人の方の質問が終わった後でまとめてお答えいただければと思います。

それでは、お願いします。

○武藤委員 確認の意味で質問させていただくのですが、対策のところで大変おもしろい説明をしていただきまして参考になりましたが、対策4の252万人というのは、全体の644万から、比較的根拠のある対策1、2、3の人数を引くと252万になるという意味で理解してよろしいでしょうか。

以上です。

○山本委員長 それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 大変興味深いお話をありがとうございました。

今回、2025年から2030年時点ということで推計をされたのですが、多分、この先の10年がもっと大変なような感じがしますので、今お持ちの情報で、今後、2030年からさらに2040年ぐらいまでを見据えたときに、当面の対策でますます足りなくなることがないのか。あるいは、それに向けて、例えば推計をされたり現段階でお考えになることがあるのかという点につきまして、今日の報告のその先の部分ですが、お尋ねしたいと思います。

○山本委員長 大橋委員、お願いします。

○大橋委員 先ほどの武藤委員の質問と少しかぶるのですが、644万人の人手不足の埋め方で、結局、この残りの252万人という対策4が大きな部分を占めているわけですが、生産性を上げるというのは具体的に例えばどういったことなのか、もし何かイメージがおありでしたら、御教示いただけたら幸いです。

○山本委員長 太田委員、お願いします。

○太田委員 興味深いお話をどうもありがとうございました。

少し細かい質問と素人の質問1つずつさせていただきたく存じます。まず細かいですが、11ページと12ページの推計結果で、産業別で金融・保険、不動産は少しだけ供給の方が多ということになりそうなのですが、これは職業別で見たときにどこへ行ってしまっているのでしょうか。つまり、他の鉱業、農林水産業とか建設の人たちは、何となくやはりそこに黒字が出てくるのですが、産業別の黒字は職業別のどこへ行くと考えたらいいのだろうかというのが一つです。

もう一つ、これもまた素人の質問ですが、対策の方の17ページ、18ページで、それぞれ労働市場が機能したケースとなっているのですが、どのような機能の仕方を考えればいいのでしょうか。つまり、産業間、職業間での労働能力の転換、労働力の配置が進むのか、全く働いていない人たちが何がしかの理由から労働市場に参加してくるということを考えればいいのか。その際に、労働市場が機能するというのは、具体的にどのような条件が揃ったときに機能すると考えられるかということをお教えいただければと思います。

○山本委員長 それでは、お答えをお願いいたします。

○阿部教授 御質問いただきまして、ありがとうございました。

まず、武藤委員からいただいた点と、大橋委員からいただいた点を最初にお話しさせていただきたいと思います。

生産性で252万人と提案しているところでございますが、これは武藤委員がおっしゃったように、644万人から対策1から対策3の人数を引いたところで252万人と。この部分は、他に対策があるかというのを我々はいろいろ考えたのですけれども、あまり知恵がないものですから、生産性だろうということでございます。

生産性を上げるというのをどうやっていくかでございますが、AI、IoT、ロボティクス、こういったものが生産性をどのように上げ、そして、それが労働市場にどのような影響を与えるかといった議論も行いました。そこでは、AIやロボティクスがどれぐらい生産性に寄与するのだろうかということを検討しました。

OECDが昨年の夏に出した報告書をベースに考えると、この252万人の生産性の向上というのは、AI、IoT、ロボティクスをもっともっと活用していけば、AIやロボティクスが労働者を代替する形で実行可能だ、という結論に我々の中でなりました。252万人はそういった形で人手不足を埋めていけるのではないかと。場合によっては、252万人以上の生産性の向上、寄与というのがもしかしたらあるかもしれません。ただ、そのあたりは今、経済学者の中でも意見が非常に割れていますので、実際にどれぐらいまで労働を機械、AIやロボティクスで代替できるかというのは、議論がなかなか見えてこないところでございます。ただ、OECDの報告書を前提にすれば、252万人は達成できるのではないかと考えております。

それから、牧原委員から御質問いただきました30年以降の推計はどうかと。我々も実際のところ、2040年、2050年、2060年とどうなっていくのかというのは非常に興味があるのですが、長期になればなるほど推計誤差が出てくるという問題。それから、実際にやってみますと、2040年までなら何とかなるかもしれないのですけれども、データがなかなかそこまで追いついていかない部分もありまして、今回は断念したということです。

労働政策研究・研修機構(JILPT)というところと、厚生労働省がやった最近の推計では、私の記憶が正しければ、2040年ぐらいまで推計はしていたと思いますが、人手不足は推計されていないので、我々と同じような形では推計結果が出ておりません。出ているのは、何人ぐらい就業者が出てくるかというような推計結果ですので、必ずしもこういう推計ではないということでございます。ただ、可能であれば、今後、チャレンジしたいと思っております。

最後に、太田委員から御質問があった産業と職業の関係でございますが、実は職業の推計というのは、産業ごとに各職業についている就業者数がわかります。これを将来推計していくので、産業の変化があれば、当然それが職業の変化につながるような形になっています。

金融業の場合には、管理的職業、専門的職業、事務従事者、サービス職業従事者と幅広

く分かれて、金融機関あるいは不動産業に入っております。それをぎゅっと集めた職業別になっていますので、ここでさらに金融機関とか、あるいは製造業もどこもそうですけれども、そこが増えたり減ったりすると、どこの職業に大きなインパクトを与えるかというのは、なかなか見えづらいかと思います。ただ、全ての産業の職業別を集約すると、12ページに出ているような数字になっているということでございます。

それから、労働市場の機能というのは、我々がここで使っているのは実は一つございまして、賃金がどれだけ柔軟に上下するかというのが、労働市場の調整機能というふうに我々は言っているところでございます。賃金が上がり下がりすることによって、人手不足になれば賃金が上がって、賃金が上がれば働きたいという人が増えてきて、そこで人手不足はある一定程度埋めていく。人手が余れば賃金が下がって、もうこんな安い賃金では働けないよという人たちが労働市場から退出して行って、需給が調整されるというメカニズムを経済学者は考えるのです。従って、そのときに賃金がどれだけ上下するかというのが、市場のメカニズムを機能させる上では一番大事だということでございます。

ただ、委員御指摘の配置転換ですとか、そういった柔軟性ということなのですが、ここは必ずしも労働市場の自由にやればよいというわけではなくて、人材の育成・開発といったことが絡んできますので、そういったところは政策的に手当てしていくというところが入っておりますので、その部分は我々は今回考えておりません。

従いまして、新規就業ですとか、そういったことは既に推計の中で織り込み済みでございまして、労働市場の機能というのは、先ほど申しましたとおり、賃金がどれだけ柔軟に動くかといったところを言っているところでございます。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、そろそろお時間がまいりましたので、ここまでとさせていただきます。

阿部様におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、また貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

○阿部教授 ありがとうございました。

(阿部教授退室)

(根岸室長、高橋調整官入室)

○山本委員長 それでは、続きまして、外国人材の受入れについて、法務省入国管理局入国在留課審査企画室長の根岸功様から、15分程度で御説明をいただき、その後、15分程度の質疑応答を行うこととしたいと存じます。

それでは、根岸様、よろしくお願いたします。

○根岸室長 法務省入国管理局の根岸と申します。委員の皆様にはよろしくお願申し上げます。このような委員会で外国人材の受入れについて御説明する機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、内容に入りたいと思いますけれども、お配りいただいております資料

の中に「外国人材の受入れについて」というタイトルの資料があると思います。それをお開きください。

最初に目次がございまして、その後に、まず、外国人労働者の内訳に関するものが1ページ目についております。これは厚生労働省で外国人雇用状況届出というものをやっております。日本で働いている外国人の方々について、外国人の方を雇われた場合にはハローワークに届出をしていただいて、それが厚労省に報告されてくるという仕組みになっております。そのデータをまとめたものでございます。直近は平成30年で146万463人という数字になっております。このグラフを御覧いただいておりますのとおり、結構なハイペースで増えてきているという状況にございます。

ちなみに、我々法務省でとっております在留外国人という数がございます。この数は、中長期在留者という言い方をしますけれども、短期滞在ですとか在留期間の短い方を除いて3カ月以上いらっしゃるような方々については中長期在留者ということになりまして、いわゆる在留カードというものが交付されまして、総務省の所管でいえば住民基本台帳にも外国人の方は入るということになります。その対象になる方々について、法務省で統計をとっておりますけれども、それでいきますと263万7251人というのが昨年6月末の数字でございます。そのくらいの方が在留されていて、その中で146万の方が働いているということで、何らか働いているという意味で言うと、半数以上の方が働かれているということになります。

その内訳が右側にありますけれども、身分に基づいて在留されている方。こういうのは入管の立場でいきますと、就労目的で認めているものではないのですが、日本人の配偶者の方ですとか、既にいろいろな目的で日本に来られた後に永住が認められている方。そういう方については、いわば日本人ができることであれば何でもできるという意味で、在留活動に制限が基本的にはございません。そういう方でも実際に働いている方が結構いらっしゃるということです。

右側の2つ目に、就労目的で在留が認められる者というのがありますけれども、就労のために在留を認めている人というのは、そのうちの28万人ぐらいになるわけでありまして。

その他、就労目的という意味ではありませんが、働くことを認められている者でいうと、下から2つ目の技能実習。これは技能を習得して本国に持ち帰るためのものですが、これが31万人ぐらいということで、結構なボリュームになっているわけでありまして。

その他多いもので、一番下にあります資格外活動。これは必ずしもフルタイムで働いているわけではありませんし、フルタイムだと認められないのですが、留学生の方のアルバイトですとか、本体活動をされている方がいらっちゃって、その配偶者の方などが家族滞在という形で在留を認められて、そういう方がアルバイトをするのですとか、そのようなアルバイトでの活動を認めている数、その方々が実際に働かれていますので、届け出があった数ということで結構なボリューム、146万人が外国人労働者の数と言われたりしますが、実際は就労目的の在留資格ではない方が、かなりの割合を占めているというのが実情でござ

ざいます。

こういう中であって、次のページに在留資格の一覧表をつけておりますけれども、この中で先ほど、就労目的と申し上げたのが、左側のブルーの色の在留資格の方々であります。外交とか公用という方は少し特別ですので、先ほどの数とは別になりますけれども、このようにいわば活動の内容ごとに在留資格という形で在留を認めるというのが、今の日本の仕組みになっています。ですから、よく単純労働を認めていないというような言い方をしますけれども、単純労働を認めませんというのがどこか法律に書いてあるということではなくて、むしろこういう活動の方は認めますというポジティブリスト方式になっていて、そのポジティブリストである在留資格、入管法の別表に書いてあるのですけれども、そこに単純労働を指すような活動を指定した在留資格は載っていないというのが、この仕組みということでもあります。

今日の御説明の本題であります、さきの国会で成立しました入管法の改正で、新しく特定技能という在留資格ができますが、これはこの左側の青いところに、1つ新しい特定技能という在留資格が加わることによるものであります。

ちなみに、場所で言いますと、下から2番目、今の技能と技能実習の間、ここに特定技能という在留資格が新たに加わって、この4月から施行になるということでもあります。例えば、その前では、その2つ、3つ上の介護という在留資格を創設したことがありますけれども、そういう場合もここに新しく、日本で介護の学校を卒業して介護福祉士の資格を取られたような方は、従来当てはまる在留資格がなかったのですけれども、そういう方であれば専門的な労働者として認めていいのではないかということになって、法改正が行われて、新しい在留資格ができた。そういう場合には、ここに介護というのを加えたということでもあります。

今回の新しい制度は、この後、御説明を申し上げますが、当面14分野での受入れとなりますが、それを一つ一つつくっていくのではなくて、制度の大枠のフレームワークをここに特定技能という形につくって、具体的な分野はその後決めていくような仕組みをつくっているわけでもあります。

次のページに、非常にざっくりですけれども、経緯を書いてございます。検討の経緯ですけれども、1番に未来投資戦略2017を載せてあります。これは2017に限らないのですけれども、ここ数年、未来投資となりましたが、その前は再興戦略と言っていましたが、そういうものでも、若干ずつ表現が異なってきますが、ほぼ同じような記載を数年続いて書いておりました。今後の外国人材の受入れのあり方については、総合的かつ具体的な検討を進めるとか、移民政策と誤解されないような仕組み、それから、これは外国人の受入れ問題を語る際のキーワードによくなっていくものであります。国民的なコンセンサスをどうするか。そのようなことを含めて、必要な調査・検討を政府横断的に進める。こういう趣旨のことがずっと記載されてきたわけでもあります。

検討している段階ですので、その段階で、検討だけでは受入れができない。そこが一つ

の契機として動き出しましたのが、その後にあります経済財政諮問会議で総理の指示がありまして、平成30年2月20日、真に必要な分野に着目しつつ、制度改革の具体的な検討を開始していただきたいという形で指示がありました。

これに基づきまして、関係省庁でタスクフォースを設置いたしまして、複数回に及ぶ議論を重ねてまいりまして、それで方向性が出たのが昨年いわゆる骨太の方針。ここで移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するために、新たな在留資格を創設することにいたしました。この考えに基づいて、その後、具体化の検討を進め、さきの臨時国会で入管法を提出いたしまして、成立ということになったわけでありまして。

これとあわせて、その下に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」と書いてありますけれども、こういう会議も設けて、年末にはこの関係閣僚会議において、受入れ・共生のための総合的対応策ということで、これは新しい在留資格の制度だけではなくて、先ほど申し上げたいろいろな在留資格の方が働いている方、働いていない方を含めてたくさんいらっしゃるわけです。新しい在留資格ができるのは一つのきっかけではありますが、もともとたくさんの方がいらっしゃる。もともと外国人の方は増えていらっしゃるわけです。

地域でそれぞれの自治体がいろいろ取組をされていたりもするという中で、政府として受入れの環境整備に関する考え方をしっかり示して、具体的な施策を打ち出していこうということで、総合的対応策というものがまとめられたというのが経緯でございます。

時間もありませんので、具体的内容をざっと御説明申し上げたいと思います。

その次の4ページは割愛いたしまして、5ページに新しい在留資格の制度について、概要を記載しております。今回、特定技能という在留資格ですけれども、その中を分けまして、1号、2号というのがございます。基本的に説明するときは大体1号の話をしているのですが、その先に2号というものもあるということです。

それを先ほど御説明した、今ある就労するような在留資格とイメージで分けましたのが右下にあります図でございまして、人の仕事の技術とか技能の水準を二次元であらわすというのはなかなか難しいのですが、あえて単純化してイメージをしますと、今までありました就労目的の在留資格、これは専門的・地術的分野という言い方をしております。この専門的・技術的分野の従来の資格が、左側の高度専門職みたいなものから、教授ですとか技術・人文知識・国際業務、これがいわゆる大卒ホワイトカラーのような仕事を包含するものです。それから、先ほど申し上げた介護ですとか技能、これは外国料理のコックさんですとかそういう方々です。

そのような方がここだとすると、新しい在留資格は、あくまでも専門的・技術的分野の拡大というような考え方にのっとっていきまして、報道などで単純労働みたいな言い方をされる場合もありますが、あくまでも相当程度の知識・経験を必要とする技能を要する業務に従事する方となっております。従って、一定の技能レベルもはかる必要があるという仕組みになってございます。

とはいえ、従来の専門的な在留資格よりはやはり拡充されているということで、イメージとすれば、左側の新たに創設する在留資格というところでは、特定技能1号は少し広がったところにある。そこで、さらにレベルアップして特定技能2号というのは、従来の在留資格と同等レベル以上のものというようなイメージの考え方です。

今回、上の方の特定技能1号、2号の下に、特定産業分野（14分野）と書いてございますけれども、介護から外食業まで書いております。これが今回、まず当初、受入れを始めることにした14の分野であります。これを決める考え方というのは、人手不足対策なわけですけれども、単に目の前で人数が不足しているという意味の人手不足だけではなくて、その前提として、生産性の向上ですとか日本人労働者の確保の努力、こういうものもしっかり行った上で、それでもなお外国人の力を借りなければならない、そうしないとその産業が成り立たないというような実情にあるところ。いわば生産性向上ですとか日本人の確保という努力を怠って、その結果として、ただ単に目の前の人手不足を埋めるということになると、これはなかなかうまくいきませんので、あくまでもそういう努力をした上で、どうしても必要なものということです。従って、ここはやはりそれぞれの分野の所管省庁が中心に、まずは検討していただかなければならないということで、そういう検討の中から出てきた14分野ということでございます。

左側に特定技能1号のポイントを記載しておりますけれども、在留期間1年とか、1回当たりの許可は基本は1年となります。通算で上限5年までというように今回の仕組みはしております。従って、契約をして、1回ずつの許可は1年ということになりますけれども、問題なければそれで更新をしていって、それは通算して最長で5年ですということになっております。

技能水準は試験等で確認をするということで、今度の4月の施行に向けて、今、各分野の関係省庁を中心にそれぞれ試験の準備などをしていただいています。この試験の他に技能実習、これは技能のレベルアップをして母国に持ち帰るための制度ですけれども、そこで技能実習2号という3年までの資格です。技能実習2号を修了した方、技能実習を3年間修了した方については、この試験と同等の技能レベルがあるだろうということで、日本語もそのくらいにできているはずであろうということで、試験を免除するという形にしています。それ以外の一般的には、技能水準あるいは日本水準は試験ではからせていただくこととなります。

それから、今回は5年という上限を付していることもあり、家族帯同は基本的に認めないという形になっています。

その他、登録支援機関というものも新たに設けまして、受入れ機関、あるいは受入れ機関がみずからできないときは登録支援機関というところに委託をして、この外国人に対する支援をしていただくということも仕組みの中に入れております。

それから、特定技能2号になりますと、さらに上のレベルということになりますが、今までの在留資格と同じような、あるいはそれ以上のレベルの方々ですので、在留期間につ

いても通算の在留期間の上限を設ける必要もないということで、特に制限は設けないということです。1回当たりの許可は1年とか3年とありますけれども、問題がなければ更新を続けることができるという仕組みにさせていただきます。

そうなりますと、長くなりますので、他の在留資格の方々と同様に家族帯同も認めるという仕組みにさせていただきます。

6ページを御覧ください。受入れ機関については、受入れを適切にやっていただくために、報酬が日本人と同等以上ですとか、過去5年間に出入国あるいは労働法令の違反がないですとか、適切な期間あるいは適切な契約であることが法令上担保されるような形になっています。そこで支援についてもやっていただくということで、生活オリエンテーションですとか、相談に応じたりですとか、住宅関連の支援ですとか、様々なことをやっていただくということにしております。

登録支援機関というのは、その中で支援をする部分ですけれども、今回新たに入管法令の仕組みの中に、今まで支援という概念はあまり出てこなかったのですけれども、専門的・技術的分野の拡大ではありますが、やはり今までよりは拡充された方々なので、やや脆弱性というのを考えなければいけないということで、しっかり支援をしていこうということで、受入れ機関に支援を義務づけるのですが、中小企業などできちんとした支援ができる体制がないという場合も想定されます。支援をする責任者ですとか担当者を置いていただかなければいけませんので、そこまでできないという場合が想定される。であれば、支援を専門にやる登録支援機関にその部分は委託をしていただくということで、いずれにしても受入れ機関の責任で、みずからやるか、登録支援機関に頼むか、どちらにしてもちゃんと支援をやってくださいよと。ただ人手不足だから外国人を使いたいというだけでは当然だめですと。

最初に受入れ機関の規準で申し上げたとおり、報酬などで日本人と同等以上ということで、これは法律上も、報酬以外の待遇も含めてですけれども、外国人ゆえの差別的待遇というのは全て不可としております。というのが今回の仕組みであります。

次のページにありますますが、ちなみに、今回これとあわせて出入国在留管理庁の設置というのも同じ法改正で行われております。今、私の所属は法務省入国管理局ですけれども、そこが出入国在留管理庁という外局になりまして、先ほど若干申し上げた総合的対応策というのでやるような、あらゆる在留資格の方を対象にした様々な受入れ環境整備。これは各省がやっていただくことの方が多く、法務省がやる部分は必ずしも多くはないのですけれども、全体の調整をする機能を法務省が持つことになっています。その機能を出入国在留管理庁に持ってくるという形で、受入れということと受入れ環境の整備というのを、車の両輪で進めていこうというような考え方に基づくものになっております。

その後は若干細かくなってくるので、詳細は割愛をいたしますが、次の8ページには、運用に関する基本方針の概要を書いています。

その後が非常に細かくて恐縮ですけれども、分野別運用方針ということで、先ほど申し

上げたような法律の規定に基づきまして、特定技能の受入れ、当面14分野ですけれども、これは拡大もあり得るわけですが、分野横断的な基本的な考え方をこの基本方針というところで示しています。その上で、それぞれの分野別でどのように運用するか。具体的に試験をどうするかですとか、受入れ見込み数をどう見込むかというようなことを、分野別の運用方針で定めている。これはそのうちのエッセンスだけを概要で表示したものですけれども、そのようなつくりになっています。この基本方針と分野別運用方針は、12月にどちらも閣議決定をしたものの概要でございます。

総合的対応策と先ほど申し上げているのが、その後の10ページにありますもので、これも本当に字が細かくて恐縮ですけれども、概要だけ書いてもこのくらいいっぱいになってしまうというようなものでございます。関係省庁にも御協力をいただいて、様々な施策を盛り込んでいただいております。こういったものも調整をして、さらに進めていくながら、まさに先ほどの出入国在留管理庁の任務をつくるときに概念そのものなのですから、受入れをただ入れるということだけではなくて、外国人の受入れということと、受入れの環境整備を地方任せにせず、国もしっかりやっていくという中で、その総合調整をあわせてやっていくということが我々の新たな使命というようなことになっております。

非常に雑駁ではありますが、時間の都合もありますので、まず冒頭、私の御説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問等がございましたら、お願いをいたします。

なお、外国人雇用状況に関する都道府県への届け出状況について、参考資料として事務局に用意をいただいております。これをあわせて御参照いただければと存じます。

いかがでしょうか。質問はございますでしょうか。

それでは、伊藤委員、太田委員、牧原委員、村木委員の順にお願いをいたします。村木委員は早く退出されるのでしたか。では、村木委員からお願いします。

○村木委員 ありがとうございます。

先ほどの御説明でもあったのですが、これからサービスとか介護の人口のニーズは非常に高まってくると思うのですが、今日の御説明をお伺いして、例えば技能が非常にありながら、言語ができない外国人、こういう人たちへの対応をこの先どのように考えていくのかということはあったのでしょうか。

例えば、言葉の対応というのは、もしかしたら翻訳機器とか電話のサービス、いろいろなことで対応することができることもあるかと思って、技能が非常に重要視されるのであれば、そちら側の検討があってもしかるべきかと思いました。

以上です。

○山本委員長 全てまとめてお答えをいただければと存じます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 御説明ありがとうございました。私からは2点お伺いしたいと思います。

1点目は、8ページの基本方針の概要のところでございますけれども、「2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項」の2つ目のところに、大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努めるという御説明がありますが、これについて具体的にどういうことが考えられているのか、お伺いしたいというのが1点目です。

2点目は、10ページの総合的対応策のところ、様々な対応をしなければいけないということですが、おそらく現場で様々な対応しなければならない自治体、特に市町村の役割は非常に大きくなると思うのです。その中では、左側の「生活者としての外国人に対する支援」の(1)のところはかなり自治体、市町村が対応すると思うのですが、それ以外にも、例えば日本語教育とか現に対応されている自治体はたくさんあると思うのです。それに対する登録支援機関に期待する支援と、現場の市町村に期待する支援の関係とか、どのように全体像として考えられているのかということについて、差し支えなければ教えていただきたいということです。

以上です。

○山本委員長 村木委員、もしお時間の都合がございましたら途中で退室していただいて、後でどのようなお答えがあったかをお伝えいたします。

それでは、太田委員、お願いいたします。

○太田委員 初歩的な質問をさせていただきたいのですが、9ページの人手不足、受入れ見込み数というふうに数が出ております。これと特定技能1号、特定技能2号の関係をお伺いしたいです。すなわち、受入れ見込み最大数というのは、特定技能1号、2号を合計した数でしょうか。それとも特定技能1号だけなのか。つまり、特定技能1号の人から特定技能2号に移る際に、何らかの試験なり資格審査をするわけですが、特定技能2号の方に定員みたいなものを何となく考えていて、そこで調整するのか、それとも、特定技能2号は一定の資格を満たせば何人でもなることができ、その結果として、特定技能1号になれる人がどんどん減っていくという仕組みなのか。あるいは、特定技能2号はこの見込み数の外にいて、そこの部分は事実上、資格を満たすなら増えていって構わないと考えているのか。どのようなことになっているのか教えていただければ幸いです。

2番目は、伊藤委員の質問と関連しますが、大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することにならないようにという際に、特定技能1号で入ってきた方は、入ってきた後で契約先を変えて居住場所を変えるというような形での居住移転の自由は、日本人と同じように保障されるのか、特定技能1号として入ってくるビザの段階で居住場所指定のような形で、移動の自由が事実上制限されるのか、教えていただければと思います。

○山本委員長 それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 今の太田委員の御質問とも重なるのですが、この受入れ見込み数についてお伺いしたいのですが、まず、本法の今回の改正についての参議院の附帯決議で、人

手不足であるということについては客観的データ等を用いて適切に判断しという項目があるのですが、人手不足状況の受入れ見込み数というのは、一体どういう客観的データのもとに判断したのかということでもあります。

それから、5年間ですから、5年経った後におそらく見直すのだと思いますが、そのときはどのようになさるのかというのが2つ目です。

3つ目は、これを外国人受入れの上限として運用するということなのですが、上限に達した場合はどういう場合で、その場合、どのように運用するのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○山本委員長 それでは、お答えをよろしくお願いたします。

○根岸室長 御質問ありがとうございます。では、可能な範囲でお答えを申し上げたいと思います。

最初に、村木委員からいただきました、今回、先ほど少し申し上げましたが、技能と日本語の両方のレベルを担保するという形になっています。それについて、技能は物すごく高いので、日本語はいいではないかというような人もいないかという御指摘だろーと思います。先ほどの表で申し上げた既存の在留資格、就労目的の在留資格、専門的・技術的分野と言っている方は、むしろ今、御指摘のような考え方に立っています。従って、日本語要件というのは求めていません。

今、入管法令の世界で日本語を求めているのは、例えば専門学校に入りますとかいうときに、一定の日本語教育を受けているか、あるいは日本語の試験である程度のものをとっているかというようなことを求めているだけで、働くような方については、当然日本語が必要な人が多いでしょうけれども、それは専門的な知識・技術を持っている方なので、その人が日本語を話せるかもしれないし、話せなければ何らかの、先ほど翻訳機器とかいう話もありましたが、そういうものを使うかもしれませんし、あるいは日本人の側がその人に合わせるのかもしれませんが、そこはそれだけのレベルの人なので、何らか必要なところが対処するはずなので、何か入管の方で入り口で一律にこのレベルなければいけないというふうに求める必要はないという考えのもと、今までの入管法令の中では、そういう日本語の規準は設けてこなかったのです。

今回は、専門的・技術的分野ですけれども、そこを拡充しているのです、そうなりとやはり一定の日本語レベルというのも最低基準としては要るのではないかということで、設けることになったという経緯のものでございます。そういう意味では、日本語をどうするかという議論はあったのですが、どちらかというとも今まで要らなかったのだけれども、今回はやはりちゃんと規準が要るのではないかどうかというような方向での議論があった結果、最低限のものは要りますねということになったという議論の経緯でございます。

伊藤委員の御指摘の大都市の問題については、まだ今後いろいろ対策は考えなければいけないのですけれども、今のところ考えていますのは、まず、大きな方向性としては、地

方と大都市というふうに大体言いがちなのですが、集中地域とあまり集中していない地域ということ。そう考えたときに、地方から大都市、都市部に一般的に賃金水準が高いので流れてしまうのではないかとということがもとにあるわけです。これは太田委員から御指摘があります、1号で入った後に移動できるのかということとつながるのですけれども、今回の制度は転職が可能な仕組みになっています。いわば一人前の労働者のレベルということですので、技能実習の方は転職ができないことが、制度上仕方ないところがあるのですけれども、そこがいろいろ問題のきっかけにもなっている点でございます。技能実習生はやはり技術を身につける方々なので、実習計画に基づいて、一つのところである程度しっかり計画に沿って習っていかないと技術が身につかないはずなので、どこかでただ単に何年間か働けば自然に身につくというのでは、計画どおりいかないのではという考えなのですけれども、特定技能はある程度でき上がった人という考え方ですので、認められた分野の中であれば転職は自由な形になっています。

もちろん、指定する機関が変わりますので、入管での手続は必要ですけれども、転職はできる形になっています。転職が自由なので、こういう心配が出てきて、今まで地方にいた方が、やはり給料が高い都会に行ってしまうのではないかと懸念があって、このような規定も盛り込まれたものです。

そのときに2つ大きな考え方あって、地方の方を出ていかれないようにそちらの魅力を高めるという考え方と、都市に限らないわけですけれども、集中地域に行くのを抑制するという考え方とあって、政府としてまずとるべきは、前者の方であろうと考えています。直接ただお金をつぎ込むみたいなことはなかなかできないので、まずはやはり地方にもメリットがあると思っています。単純に賃金だけを見て何万円高いということだけではなくて、生活費ですとかそういうものも含めてどうなのかということになるべくお示ししていこうということで、あるいは地方で先行事例として、建設や造船分野では、オリンピック・パラリンピックまでの時限的な措置として、技能実習を修了した方々を労働者として受入れるというような仕組みをやっております。それも一人前になった方々ですので転職できるのですけれども、その方々が転職したからみんな東京の現場に来てしまっているかということ、そんなことはないです。結構その方々は賃金も上がっています。技能実習のときよりも上がっていますし、建設業全体として日本人も上がっていますけれども、外国人の方もちゃんと上がっているようになっています。

そういうことをしっかりやっていると、必ずしも都会に行ってしまうわけではないということが実際に事例としても見てとれます。従って、お金の面をちゃんとやってあげることもそうですし、お金以外の支援ですとか、あるいは地域でちゃんと受入れて、本当に地域の仲間として受入れて、いろいろなイベントを一緒にやられているところもあります。そのような好事例の周知ですとか、あるいはお金の面でも、どこそこの例では賃金いくらで、生活費いくらで、住居費がいくらで、差し引きいくらでした。違うところでは、給料だけ見ると2万円高いですけれども、差し引きで見ると実は逆転していましたというよう

な事例も実際に起きております。なかなか網羅的には難しいのですけれども、そういうものも周知をしていこうと考えております。

その上で、今回、分野ごとに協議会を設けることになっていきますので、そういうところでも情報共有をするとともに、本当にいろいろな措置をとっても、やはりなお都市部に集中するようなことがあれば、場合によっては自粛の要請をすとか、そのようなことも考えているところでございます。

総合的対応策での市町村の役割と登録支援機関ですけれども、登録支援機関は受入れる側の責任として、地域全体あるいは国全体として、環境整備というよりも、受入れる者の責任として最低限やってくださいというものです。それを受入れ機関が自分でできないのだったら登録支援機関に頼んでくださいというもので、総合的対応策で国がやったり、あるいは自治体がやっているものを支援したりというのは、公全体として受入れ環境を整えましょうというような文脈なので、そういう観点で期待する役割というのは異なってくるのだらうと考えています。

それから、受入れ見込み数のお話ですけれども、9ページの分野別運用方針の概要でお示ししている受入れ見込み数というのは、1号の見込み数です。2号は当面、やろうとしているところ自体が少ないということと、仮にやろうとしているところも当初からそんなに2号に行く人は、1号から行くケースが多いでしょうし、制度上はそのレベルの試験に受ければ2号からということも可能なのですけれども、そう多く見込まれるものではないので、試験の整備もすぐにできないだらうということで、そういうこともあり、そもそも見込み数ということでは2号分は出していない状況にございます。

この見込みの考え方は、今どのくらいの外国人がいらっやって、それぞれ分野ごとに出していますので、考え方をそれぞれ一律の計算式に当てはめたわけではないのですけれども、各分野で外国人の受入れについてどういうニーズがあって、そもそも人手不足がどのくらいあって、これから生産性向上だったり日本人労働者でどのように埋める見込みがあって、試験はこういうことを計画していくと、このくらいの人を受けそうだと。それは業界からの聞き取りであったり、アンケート調査であったり様々でございますけれども、そのようなものも勘案して、各分野所管省庁で出していただいた数字でございます。

上限の管理のやり方ですけれども、見込み数なのですが、やはり制度を導入するに当たって安心して国民の皆様を受けとめていただきたいので、当面はこれを上限として運用するというふうに表明しています。従って、仮にこれに近づいてくるということになりましたら、先ほどの大都市圏への集中回避の問題にも絡むのですけれども、受入れ状況を地域別かつ分野別に、3カ月に1度は我々入管の方でデータが出せますので、そのデータを出して、関係分野の省庁と共有するとともに、一般の方々にも公表するというを考えております。

そういうことをやっていきますので、あるとき突然もう上限に達しましたなどということはないので、見込みを見ていくと、このままでいくとあとどのくらいで上限に達するの

かと。もしそういう時期になれば少し前からわかるはずですので、その段階から、受入れの要件を絞っていくのがいいのか、業界の方で何か取り組んでいただくのがいいのか、そうすると、それは人手不足がむしろ満たされてきたということなのかどうか、様々なことを検討して、それに見合った対策をとっていくということだろうと思っています。

ちなみに、法律上は人手が満たされた場合には、在留資格認定証明書の交付の停止措置をとれるというような措置も盛り込んでいます。そこはいわば安全装置として入れてあるもので、それを発動できるからいいというよりも、発動する前にうまく対処するというのが基本だと思っています。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

根岸様におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、また貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

(根岸室長、高橋調整官退室)

○山本委員長 それでは、次に、現地調査の報告に移りたいと存じますけれども、その前に、前回御一任をいただきました現地調査の具体的な対象地域や行程等につきまして、資料3-1で現時点の状況をまとめておりますので、御承知おきいただきたいと存じます。

続きまして、先週、資料3-1の最初に載っております北陸ブロックにつきまして、大山副会長、牧原委員、武藤委員に現地調査を行っていただきまして、その概要を資料3-2でまとめていただいております。

参加をされました大山副会長、牧原委員、武藤委員から一言ずつコメントをいただければと存じます。それでは、大山副会長からお願いいたします。

○大山副会長 御説明なしにいきなりコメントになって、少しわかりづらいかもしれませんが、私は2日目ですので、現地調査の概要を1ページめくっていただくと、石川県金沢市のShare金沢、金沢市役所、鯖江市、この3カ所だけ行ってまいりました。

いろいろおもしろいお話も聞けたのですが、地方制度調査会的に参考になるところを少しコメントしますと、金沢市役所と金沢の広域急病センターというところに行っただけですが、このお話を聞いていると、広域的な連携をどうやって金沢が主要な真ん中の都市としてやっていくかというところが一番メインのお話でございました。

結局なかなか周りとの関係がうまくいかないような分野がいろいろ具体的にはあって、そこを県に、財政的支援ももちろんなのですが、少し調整役のようなことをしてもらいたいという御要望があったようです。ただ、一方で、あまり県に口出しして指図されるのも困るところがあるので、この辺をどうやっていくかというのが一つの課題になるのかなという感じはいたしました。

後半の鯖江市ですけれども、ここは非常に元気な自治体で、いろいろなことを新しくやっています。産業も、皆様御存じのように眼鏡をつくっているところですから、そ

ういう意味でも元気なのですけれども、オープンデータなどもやっています。

特に印象に残ったところを申し上げますと、参考資料が後ろについているのですけれども、後ろから2枚めくっていただくと、JK課プロジェクト詳細説明というのが載っています。これは別に正規の課ではなくて、担当者は1人だけだそうですけれども、要するに市内の女子高校生にまちづくりにかかわってもらおうというもので、この活動をした結果、大体女性は高校を卒業すると外に出ていってしまうのですけれども、残ってくれて、しかも、続けてまちづくりに携わっている人が出てきている。

一方で、若い子がやるのだったら私たちもというところで、OC課というのがもう一つあって、これは「おばちゃん」だそうなのですけれども、もう少し年上の女性たちの地域活動も盛んになりつつあるということでした。

これも、そもそもは鯖江で御記憶の方もあると思いますけれども、体操の世界大会をしたことがあって、そのときにボランティア活動が非常に盛んになっていたということが下地にあって、今、うまくボランティア活動が回っているということだそうです。ですので、そういうところからいずれば、例えば地方議会のなり手が出てくるとか、そういうプラスの方に回っていけばとてもいいのではないかという印象を持ちました。

以上でございます。

○山本委員長 それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 私は、上越市と富山市に行ってまいりました。個々についていろいろ伺っていると、えも言われぬ表の論理の後ろにあるようなものが見えてくるところがあり、現地調査の醍醐味を感じました。個々には申しませんが、一般論として大きく3点気づいたところがございます。

第1点目は、今も大山副会長がおっしゃったように、当面協力するには壁がいくつもあって、その壁を乗り越えるのはなかなか難しいという地域事情がいろいろあるのだと思います。これに対して、これまでの議論、あるいは総務省の研究会でもそうだと思いますが、人口減だとかインフラの管理が非常に難しいという客観的な環境だけで、果たして本当に圏域が必要だということを提案できるのか。これは地方制度一般にかかわる問題で、ここをどうつなげるかというのはなかなか難しいので、今後の現地調査でまた考えてみたいということでございます。

2つ目には、上越市も富山市も連携、あるいは連携の前提となる市町村合併でいろいろやられているわけで、連携するなら、あるいは連携しないまでも現在、市内の連携を強めていくということをいろいろ取り組まれていて、ある意味で緩く連携しているのだと思います。それを伺っていると、背後にあるのは、やはりローカルリーダーであるとか団体の層があり、その層が次世代に受け継がれるかどうかは難しい面があるにしろ。当面それが市政を支えているということです。つまり、それなりの自治の基盤があれば緩やかな連携で済み、なければおそらく連携すらできない。逆に、連携で止まるというのはそれなりに市が頑張っているということだと思いますので、これからさらに連携をもっと進めるとい

う方向に果たしてどういう論理で行けるのかは、まだよく見えないというのが2つ目です。

3つ目は、何もしていない、連携が進んでいない地域というのがありますが、連携していない地域はまだこれから調査するのかもしれませんが、今後、もしかするともう合併に行ってしまうのか、それとも合併も難しいし連携も難しいというところなのか。そういう地域をどうするのかというのは、多分さらにまた大きな課題になるのかなと思います。

いずれにしましても、地域の市政の背後にある社会基盤がどの程度充実しているのかというのを、これからしっかり現地で見たいと思った次第でございます。

以上です。

○山本委員長 それでは、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 まずは上越市で、テーマとしては市町村合併の状況ということだと思いますが、合併についての評価はなかなか難しいということでした。失敗であったということは公には言えませんし、もう既に大規模合併をしているので、連携という意味では、市内をまとめることが一つの連携の重要なポイントとなっていて、それがキーとなるのは地域自治区なのですが、これも旧市内と合併したところと両方全てにあります。ここに予算を配分しながら、それぞれの問題を投げかけて、議論してもらってやっていくということが今度は公・共・私の協力のような話にもつながるところがございますが、それについて一つ一つの地域自治区に関する内容については踏み込まずにヒアリングが終わりました。

その後、富山市に参りまして、富山では、あしたねの森というところにお伺いしたのですが、大変元気な職員の方々が多くて、社会福祉法人というのは肅々と福祉の仕事をやるといようなイメージを持っていたのですが、ここはデイサービスと保育園と学童保育をやっている、お年寄りと子供たちが一緒になって、お互い顔を見合わせながら生活するというような場所になっていまして、複合的な施設のよさというのでしょうか、そういうものを実感したところであります。

もう一つ富山では、富山市まちなか総合ケアセンターというところに参りました。ここは富山市の広域連携中枢都市圏の取組の一環として行われているものなのですが、周辺町村に対してもここが利用できるようになっていまして、医療関係だと連携しやすいというのでしょうか。これまでも医療圏などで連携をしてきましたので、比較的連携がうまくいっているのかなという印象を持ってきました。

それから、当日、金沢に行きまして宿泊し、翌朝、Share金沢というところに行ったのですが、ここもお年寄りと子供と大学生と学童も含めて複合的な施設で、この社会福祉法人も、理事長さんから話を伺ったのですが、大変意欲的にいろいろなことをされていて、こういう社会福祉法人の方々が頑張っているというのは、地域にとって非常に重要なことなのだなという実感を持ってヒアリングを終えました。

その後、金沢広域急病センターというところに行きました。これは金沢市がその中枢都市圏の連携としてやっているもので、ここも医療ですので比較的連携しやすいところであ

りますが、先ほど大山副会長がおっしゃったように、県との関係が、あまり詳しい説明はなかったのですが、県が協力をしてくれたことが重要だったのかなということを感じたところでもあります。

最後、鯖江市に参りまして、先ほど大山副会長からJK課のことについて説明がございました。私も最初、JK課などという名前を聞いたら、批判をした側に回っていたのではないかと思いますが、その後、この課の担当者が頑張っていて、JK課という名前は鯖江市の活躍を示すような代名詞になったということだったので、それはそれで望ましいことだと思います。

むしろオープンデータについてはどうだったのかということですが、コミュニティバスの運行状況などがスマホでわかるようなアプリケーションをつくったようで、これを最初につくったのだと思います。その後は様々な生活上の便利さを追求するようなアプリがいろいろと開発されていて、そのデータをオープンにして、市民がプログラミングをする。小学校、中学校でプログラミングの授業、教育を強化して、市民がそうしたアプリケーションをつくれるような市にしようという取組でありました。これもなかなかおもしろいと思った次第です。

以上、多くのところを回ってきましたが、一つには、やはり複合的な施設が今後は求められることになるだろうということと、それから、それを運営していた社会福祉法人の皆さんの元気さといいますか、縦割りにとらわれずにいろいろと市民のニーズに対応しようとする意欲というのは今後ますます必要になっていくのではないかという印象を持って、ヒアリングを終えた次第であります。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

これから現地調査が進んでいきますけれども、徐々にその成果を蓄積するための議論をしていきたいと思いますが、ただいまの御説明に対しまして、御質問がございましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。他にございますか。

では、太田委員からお願いします。

○太田委員 社会福祉法人にヒアリングされた委員の先生にお伺いしたいのですが、報告を見てみると、その法人自体が複合施設で手広くやっているというタイプなのですが、社会福祉法人とかそういうサービスを行う私人相互の協力関係の必要性というのが論点に、あるいはヒアリングの中で出てくることがあったかということと、その際に、行政にその関係で何か期待をするような意見が出てきたことはありましたでしょうか。それとも、むしろ手広くやっているの、自分が手広くやっているところを邪魔せずに補助金を出してほしいというような感じの要望が多かったでしょうか。そこら辺は何か話題になりましたでしょうか。

○山本委員長 それでは、牧原委員からお答えになりますか。お願いします。

○牧原委員 市民の方に直接伺ったわけではないですけれども、例えば高齢者と園児が接

触をするというのは何となく見ていてわかりますし、特に園児、子供たちが、私たちが行くところへ歓迎してハイタッチまで求めてくるということもあります。コミュニケーション能力が非常に高く、それはやはりこういう複合施設だからというのがわかります。

いろいろな交流の仕掛けがうまくいっているところはある。もちろん全てがどうなのかはまだわからないところがありますが、一般論としてそれは言えると思いました。

そして、かなりいろいろ苦勞しながら、工夫しながら行政とはおつき合いをしていると伺ったということでございます。

○山本委員長 それでは、お願いします。

○武藤委員 法人間の協力はあったかという御質問があったと思うのですが、特にこの社会福祉法人が、他の社会福祉法人と協力しながら何かやっているということは聞いておりません。

あと、行政との関係で言いますと、やはり行政は縦割りの部分がありますので、こういう複合的な施設をつくる時にはいろいろと苦勞されたというような説明を受けましたけれども、先ほど申し上げましたが、複合的な施設のよさといいますか、そういう点に関して行政はもっと協力してもいいのかなという印象を持った次第です。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

これから他の地方に関しましてもヒアリングの結果を報告していただきますので、そのときに、前にヒアリングしたところに返って行って、お互いにまた情報交換ができればと思います。

それでは、次に、柱立てに関する議論に移りたいと存じます。

これまでのヒアリングや議論を踏まえまして、分野横断的に議論を進める際の視点に関係する資料を事務局に用意していただきましたので、これを事務局に説明していただき、皆様から御意見をいただきたいと思っております。それでは、お願いします。

○2040戦略室長 事務局でございます。

資料4-1から4-3を御覧いただければと思います。

まず、4-1でございますけれども、分野横断的に議論を進める際の視点についてということで、一つのたたき台をつくらせていただきました。

これまでの分野別ヒアリングを踏まえまして総括的議論での主な意見といたしまして、例えば分野別の課題・取組を分野横断的に整理することが必要だろうと、人口減少と施設メンテナンスは一緒に考えるべきではないか、また、学校など単体のものと、道路などネットワークのものとの違い、その中での違いも議論すべきといった御議論をいただいております。そこで、右にございますように、インフラとか公共施設等の「まちづくり」に関係する諸課題に対しまして、分野横断的に対応策を検討することが考えられるのではないかとしております。

また、年齢や居住地域など、多様なライフコースに応じた2040年までの動きを見通して

はどうかという御意見もございました。世代別に顕在化するものがございますし、全世代に共通するものもございます。「ひと」というものに着目をして分野横断的に課題・対応策を検討することが考えられるのではないかとしております。

また、人生100年時代における住民の多様性に対応できるように考えていく必要があるということと、政治経済の状況、地理的な環境など、地方の構造を分析して類型化した上で考えていく必要があるのではないかと御意見がございました。高齢者人口ですとか生産年齢人口の増減といった人口構造の変化のあらわれ方は様々でございます。そういった人口構造の変化が類似したような自治体をいくつかの類型に分けて考えていくということも考えられるのではないかとしております。

最後の点ですけれども、AIとかICTにつきまして、技術革新のスピードに留意するとともに、最新の情報を得た上で活用する場面ごとに具体的に考える必要があるのではないかと御意見がございました。そういった技術革新については不確実な部分もございすけれども、諸課題に対して、「技術」でどこまで対応できるのかという分野横断的な議論もあるのではないかとしております。

ということで、その下にございますように、まちづくり、ひと、技術といった形で、例えばこういったような分野横断的な視点をもって検討することも考えられるのではないかとしております。

また、そういった検討をしていただく際には、一番下にございますけれども、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年ごろに望まれるような社会像について、こういった社会像の中で、まちづくりをどうしていくか。ひとのあり方をどう考えていけばいいのか。技術の活用の仕方をどう考えていけばいいのかということをお議論いただくことも一つの方法かなと考えております。

資料4-2と4-3を御覧いただければと思いますけれども、4-2の方は、第2回総会における「分野別ヒアリングを踏まえた課題・取組等の整理」の中の変化・課題の部分を抜粋して整理したものでございます。まちづくり、ひと、技術、ひとの中は高齢者、現役世代等、世代別に分けさせていただいております。

こういった形で整理をした上で、さらに追加ヒアリングですとか、現地調査を通じて明らかになった各分野の変化・課題についても追記し、議論していくということが考えられるのではないかと考えております。

また、これは一つの分類の例でございますので、それ以外に分野横断的に整理する視点としてはどのようなものが考えられるかといった御議論もいただければと思います。

4-3の方は、解決策といいますか、求められる視点という部分を整理させていただいたものでございます。さらに追加ヒアリング、現地調査を通じて明らかになった視点について追記していただくこともそうですけれども、各分野に共通するようなそれぞれの柱立てごとの視点、検討の方向性ということも御議論いただいております。また、それ以外の視点についても、どのようなものが考えられるかという御議論もいただ

ければと考えております。

事務局からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

この柱立てに関する議論につきましても、今日で終わるというわけではなく、これから徐々に深めていきたいと思っておりますけれども、まず今日はその第1回目ということで、今の説明に関しまして御意見をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 非常に多岐にわたる複雑な課題や視点について整理していただきまして、まことにありがとうございます。おかげさまで、この会議においてたくさん出ました議題がこの形によって整理されるといったような視点をいただいたように思います。

これを見ていったときに、また議論するときになかなか複雑なものがあるなど予測するのですが、例えば、公・共・私のベストミックスという形をこの会議は求められているとすれば、こうした課題に対して公・共・私はどのようにかかわるべきか。例えば、自治体が独自でやられたいことがあるならば、それは国はある意味、信じてお任せするということがあり得るかと思ったり、また、産業界がかかわって解決する意欲がある分野、例えばICTですとか、経済分野ですとか、そういった分野については産業界の御意見や連携が必要となってくるのかなとも思います。

地制調として国の制度や枠づくりの将来を考える上で、どの部分を議論し、どの部分について国の役割を考えたらいいのかということ整理する意味でも、異なる分野のステークホルダー、公・共・私の視点を整理しながら、どこをやっていけばいいのかということを見ていくのも議論の方向としてあり得るかなと思ったりしました。

○山本委員長 ありがとうございます。

その他にいかがでしょうか。

それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 こういうふうに整理できるのだなと非常に感銘しつつ、表を見させていただきました。まず、まちづくり、ひと、技術と項目が、もし自治体戦略2040構想研究会の3つの危機と関連しているのだとすると、私は必ずしもこの項目に限られないのではないかと思います。関連していなければいいのですけれども、そこが少し気になったということが一つです。

それはなぜかという、まちづくりに関係する課題への対応を見ているうちに、まちづくり・インフラという項目があり、ひとに関する課題への対応で、人口・自治体行政という項目があるので、縦と横が本当にオーバーラップしてしまっているのです。この重なるクラスターをどう考えればいいのか、いま一つよくわからないところがあるのです。

それはそれでいいのかもしれませんが、ただ、例えばまちづくりに関係する課題への対応の資料4-3を見ているのですけれども、小中学校の適正規模というのは、ひとに関する課題への対応のような感じもするのです。人口との関係。一時的な児童数増に対応した

学校設置期間の弾力化も、ひとに関係するのではないのでしょうか。そういう意味で、もっとひとに関係する課題を増やして、まちづくりは専らインフラだと思おうのですが、このまちづくりのところに、ひとに関係しないところをもっと挙げていくように整理すると、何となく見えてくるのではないかというのがあります。

ですので、今あるテーマを無理くりにはクラスターにあてはめるよりは、例えば、ひとならひとに全部はめて何が残るか。あるいは技術なら技術に、もっと技術に落とし込めるものが他に入っているのを技術だけに入れてみて、他をはじき出して、あと残るのは何かとか、そのようにもう少しいじれるのではないかなと考えました。

中でいろいろ議論されたのかもしれませんが、この3つを並列ではなくて、それぞれにフォーカスさせたら他がどう見えるかというふうに考えていくことが、総括的な議論を進める見方なのではないかと思ったということでございます。あくまでも感想です。

○山本委員長 ありがとうございます。

その他にいかがでしょうか。

大変多岐にわたるここでの議論をこのようにおまとめいただいて、かなり整理ができたと思いますけれども、さらにこれをブラッシュアップさせていく必要があると思いますので、御意見をいただきたいと思います。

牧原委員から今御指摘がありました、ひとの部分なのですが、私もここを、あるいはもう少し工夫して、ひとといっても、例えば、ひとが生活をする場面、あるいはその働く場面といったような形で、ひとがどのようなことを行うかということをもさらに細分化して、そこから、それでは例えば生活をするという場合にどういったインフラが必要なのかといったようなことが出てくる。あるいはどういう情報・技術が活用できるのかということが出てくるということがありますので、ひとの部分をもう少し細分化した上で、それを一番基本のところを持ってきて、そこから、どういうまちが必要なのか、どういう技術が必要なのか、あるいは使えるのかというふうにとめるやり方もあるかなと思ったのです。そうすると、横のクラスターと縦のクラスターに若干重複感があるという部分ももう少し整理できるのかもしれないと思ったのですけれども、他にいかがでしょうか。さらに、そもそも、もっと他のやり方もあるという御意見でも結構です。

では、太田委員、お願いします。

○太田委員 資料をありがとうございました。

まだどう読み解くかということで、考え込んでいるのですが、思いついたところとして、求められる視点と変化・課題との対応関係がまだうまく理解できない、というか両者で一致していないと思っています。重ねて何か見えるわけでもなく、その部分の結びつきに自分の中でも困っているということです。だから、もう一枚挟んで、何かその結びつけ方を意識すれば、もう少し整理の仕方が出てこないかなという感じもします。

それから、視点の方で、例えば教育のところを見ますと、お互い相互に関連するのがそれぞれのセルに入っているような気がします。例えば、小中学校の適正規模・配置と一時

的な弾力化とかスクールバスの多目的化というのは、おそらくどれもこれもかなり結びついているし、裏表の関係にあるのではないかと。そういう感じで、求められる視点の大まかな3本柱と、それぞれのセルの間にもう少しミドルレンジの視点のようなものを入れて、重なるものを類型化していくとかいうことをやっていったりするとどうでしょうか。例えば、教育の方に学校施設の更新を契機としたまちづくりとあるのですけれども、それは多分、まちづくり・インフラという列の部分とかぶってきていると思うのです。そういう形で相互の関連を意識しながら、何かもう少しミドルレンジのようなものとか、結合関係を意識するような整理はあり得ないだろうか、少し思った次第です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それから、先ほどの公・共・私のベストミックスとか、あるいは連携のあり方という問題に関しましては、この課題を解決するにはどうしたらよいのかという形で、そこからさらに先に、いわば解決策の一つとしてどのような主体に役割を持たせるのが適切か。あるいは連携としてどういったものが必要なのか。どういった連携のあり方が求められるのかといったようなことが出てくるのかと思いますけれども、さらにいかがでしょうか。

それでは、大山副会長、お願いします。

○大山副会長 表にきなさいというのはなかなか無理難題なので、昔、私も公務員だったときに、表にきなさいとか言われて、いや無理でしょうと思ったことがよくあるのです。だから、よくわかるのですけれども、要するに課題への対応と書いてあるのですが、見ると、出生率の底上げとか医師偏在解消、これは希望の目標であって、どうやったらそうなるのかというのがないとあまり対応になりませんね。その辺をもう少し考えていかななくてはいけないのだろうと思います。

それから、どのように表にしても無理なので、一つのことについていろいろタグがついていて、そのタグで見るとこうなりますみたいな、紙にはできないから難しいのですけれども、あまり無理に表にしないほうがいいのではないかという気がいたしました。

以上です。

○山本委員長 それでは、市川会長、お願いします。

○市川会長 物すごく複雑なマトリックスになっているのですけれども、資料4-1で今回、視点の御提案をいただいている中で2040年ごろに望まれる社会像についての議論ということが一番下に書いてあるのですけれども、この辺のイメージを、今のところはまだ結論は出ないにしても、皆さんそれぞれ描きながら議論をしていく必要があると思います。バックキャストで望まれる社会像に向かって今の課題をどう解決していくかという手法と、個別の課題を解決することによってでき上がっていく社会像というものもあると思うのですが、ここの部分は節々に議論の中に入れ込んでいく必要があるかなと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

なかなか表にするのは難しいということがございまして、確かに表をつくとそれが往々にしてひとり歩きすることもありますので、その点はよくよく注意しなくてはいけな

いと思います。

それから、先ほどのヒアリングにも出てきましたけれども、ある意味で縦割りで物事を考えてきたという部分の垣根をもう少し低くする。あるいはそのこのところでむしろ重なり合いができることをこれから推進していくといった観点も必要かと思っておりますので、表の中に、全部は多分書き込めないであろうと思っておりますが、そのような視点、あるいは自治体によってかなり状況が違う、あるいは状況の変化に応じた体制をとれるような仕組みが必要であるとか、もう少しメタのレベルの視点もあるのかもしれない。

それでは、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 少し悩んでいて、先ほどの太田委員からの指摘にも関係するのかなと思うのですけれども、技術の扱いです。1つは課題の方で言うと、技術に起因する問題というのはあるのだけれども、それはおおむね、ひとかまちづくりかに関連して起きるので、そちらに解消することが実はできるのではないかと考えています。

あとは求められる視点、4-3の方で言うと、これは大山先生がおっしゃったことではあるのですけれども、例えば出生率の底上げとか若い世代の定着というのは目標ですね。それに対して目標を実現するための手段というのがあって、例えば徴税部門広域化とか、下の方で言うと情報処理共同化、様式標準化というのは手段のものになっている。その意味で、まず一つは表全体に目的と手段が並んでしまっているのではないかとというのが一つ。そのように見たときに、技術というのは基本的には手段のレイヤーにしか出てこないのですね。それはそれで、技術発展を自分の目的として追求するというのは大学の教員ぐらいがやっておけばいいわけですから、こういうところで出す必要はない。

そうすると、求められる視点に書くべき内容として、まず目的とか目標に整理することが必要で、かつ、その中で技術的に対処することが可能そうなもの、もしくは技術的にやってくれと言えそうなものと、これは法制度で受けなければいけないだろうという話と、法制度直接で受けられるものとそうではないので、例えば公・共・私ベストミックスでいくから、その制度的下支えが必要みたいなものをまた分類していくようなことが必要になってくるのかなということを見ていて思いましたということでございます。

○山本委員長 大変難しい問題で、先ほどの太田委員の御指摘もそうでしたけれども、資料4-2と4-3の変化・課題、視点という、このこのところの分け方で非常に難しい問題で、目的、手段というような形でもう少し整理ができるのではないかと御指摘でした。

さらにいかがでしょうか。これは実際にやってみないとわからないというところも多々あるのですけれども、いろいろアイデアをいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 どのように整理するかですけれども、多分、私も現地調査をして非常に感じたのは、先ほど谷口委員がおっしゃった公・共・私ベストミックスに関する地域の団体をどのように行政が取り込むかということが、かなり重要だと思うのです。これはまちづくりに関係する課題への対応に多分入り得るのだけれども、これまであまり委員会では議

論していなかったところで、そういう団体というのはどのように組み入れるのかというのはかなり大きなポイントかなというのはあります。

ですので、まちづくりに関係する課題を少し整理したいというのはすごくよくわかるのですが、今、インフラ、公共施設というのを資料4-1で非常に重視されているのだけでも、やはりそこに関係するのは、個人はひとに関する課題への対応でいいのですけれども、うまく団体を使っていく、あるいは団体とうまく連携するといった解決策が考えられ、それをどのように整理するのかというのが大事なのではないかと。そこは現地調査をしていくと強く感じられる点であるということ、今回の調査の経験から言えるところです。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 先生方の御意見を伺っていて、多岐にわたる課題を二次元に落とすことの難しさというのもあると思いますし、網羅性があるという根拠はどこにあるのか、これが本当にこれから十数年、20年の課題として、何を根拠にしてこれで十分と言えるのかということがあると思うのです。

でも、御担当の方々が考えて整理されたことにまず意義があるということと、もし網羅性を担保する根拠が要るなら、国の各省庁がつくっていらっしゃる白書がたくさんあるわけで、その白書の目次等を見られると、結局各省庁が何を近未来の課題として捉えて解決しようとしているのか。アジェンダを書いているわけで、そういったことを分析すると、時代によって重視しているアジェンダが変わってきたりとか、組み合わせが変わってきたりすることもわかりますし、国の省庁がどういったことを考えているかという点で網羅性の一種の規準にはなり得るので、もしよろしければ、これを見ている限り、もっとあるだろうという気はどうしてもしてしまうことと、整理が難しいということはあるのですけれども、整理の仕方以前に重要なのは、重要なアジェンダを取りこぼしていないかということかと思しますので、そういった参考にする規準として白書等があるのかなという点と、先ほど来御指摘があるように、変化・課題と視点というのをむしろ分けなくてもいいのかなと。つまり、こういうアジェンダがともかく議論として必要なのだということが網羅していることの方が重要かなと思っています。

ただ、先ほども言いましたけれども、地制調としてどこまで議論するのかという視点を常に忘れずにいないと、全部を考えることは難しいので、やはり地方制度や行政のあり方として、私たちが検討すべきことはどこかということアンカーに置きながら、議論していく必要があるのかなと思いました。

○山本委員長 ありがとうございます。

さらにいかがでしょうか。

それでは、勢一委員、お願いします。

○勢一委員 ありがとうございます。

確かに非常に整理が難しいということはこれまでの議論で十分認識しています。それで

も、あえて整理をしつつ進めなければいけないという趣旨でこの表だと思っております。

資料4-2と4-3を平行につくられているのですけれども、おそらく内容としては平行には並ばない。枠組みが平行にはならないのだろうというのがありまして、おそらくそれで違和感があるのかなと思います。課題の整理と、その課題を解決するための視点というのは多分、表の形が違ってくるのではないだろうかと思いますので、整理の枠組み自体を、少し柔軟に考えておいた方がいいのかなというのが今の段階での印象です。

あわせて、先ほどの地制調で何を議論するのかというところの留意は私も重要だと思っているのと同時に、制度的手当てをする必要があるのかどうかは慎重に考える必要があるのかなと思っております。特に広域連携の仕組みで連携協約を使っているような分野は、簡易で緩やかな自由度の高い連携が強みだったわけで、それを進めるために制度化をするのはある意味ジレンマを抱える部分があります。制度化をしたら、どこをするのか、どこはしない方がいいのかというようなことも見ていく必要があります。課題はあるのだけれども、この場での議論で対応しない方がいいものもあるのではないかなというような部分も、視点や課題のところ留意できるような整理がいいかなと思いました。

以上です。

○山本委員長 それでは、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 横の3層に分かれている、まちづくり、ひと、技術というところについては、分野横断的な発想が出ているかなと思うのですが、縦の列を見てみますと、教育とか医療、労働、防災、治安、地域産業、農業で少し縦割りぎみなので、この部分をもう少し大きくくりな市民生活とか、あるいは地域産業と言っていいのか。農業は地域産業の一番問題になるところの一つだと思いますので、地域産業というようなことでくくると労働の話も入ってくるでしょうから、少し縦の列も大きくくりにすると、分野横断的な議論の素材となるのではないかなと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

その他にいかがでしょうか。

先ほどの4-2と4-3の関係という点で言うと、課題はどちらかというと、ひとを中心にしてみる。それを実現するための手段という意味で言うと、まさに物ですね。インフラ、まちのあり方とか、あるいは技術をどのように使うかという形になろうかと思いますので、そうすると確かに4-2と4-3がぴったり対応している必要はないのかもしれないですね。

これを二次元の表にするのは極めて難しいのですが、しかし、やはりこういったものが何かないと議論が前に進まないということがありますので、事務局の方には非常に苦労してこれを作成していただきまして、さらに御苦労をおかけすることになってしまうのですけれども、今日の議論も踏まえまして、これはまだ次回以降もさらに議論を重ねたいと思いますので、だんだんとブラッシュアップさせていくことができればと思います。どうも

いろいろな御意見をありがとうございました。

それでは、時間が参りましたのでえ、本日はここまでとさせていただきます。

次回ですけれども、第1に、Society5.0、自治体における新たな技術の活用状況に関する有識者等からのヒアリング、第2に、次回会議までに行う現地調査のうち、報告等の準備が調ったものに関する結果報告、第3に、これまであるいは本日の議論を踏まえた分野横断的な柱立てに関する委員会での引き続きの議論を行いたいと存じます。

次回ですけれども、2月22日金曜日10時から、本日と同じく全国都市会館第2会議室で開催をしたいと存じます。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。